mememe規約

第１条(名称) この団体は「mememe」とする。

第２条(所在地) この団体を次の所在地に置く。滋賀県草津市野路東１−１−１

第３条(目的) この団体はアプリケーションを使用して学内外でのコミュニティ形

を促進する活動をすることを目的とする。

第４条 (構成員) この団体は立命館大学に在籍する学生により構成する。

第５条 (役員) この団体は次の役員を置く。

　　　　　　　　代表１名　副代表１名　会計１名

第６条 (運営) 団体は諸問題が発生し場合は、臨時会議を開催して審議を行い、その議事は代表者が決定する。

第７条 (財務) 活動に必要な資金については会計が適正に管理を行い、毎週定期に代表者の閲覧を受けるものとする。

第８条 (改正) この規約は代表者の同意をもって改正することができる。

第９条 (設立年月日) 本会の設立年月日は平成30年４月１日とする。

第１０条 (規約施行日) 本会則は平成30年7月1８日より施行する。